

# 京都市廃棄物減量等推進審議会 第8回ごみ処理手数料等検討部会

平成17年5月12日  
職員会館かもがわ 大会議室

( 次 第 )

開 会

10:00

議 事

- 1 排出事業者アンケートの結果について
- 2 許可業者アンケートの結果について
- 3 排出事業者への負担転嫁方策（自由討論）
- 4 今後のスケジュール
- 5 その他

閉 会

12:00

## 【資 料】

- 1 排出事業者アンケートにおける自由意見
- 2 許可業者アンケートにおける自由意見
- 3 排出事業者アンケート調査票
- 4 許可業者アンケート調査票

京都市廃棄物減量等推進審議会  
ごみ処理手数料等検討部会委員名簿

氏 名	役 職 名
北嶋 政博	京都百貨店協会 事務局長 (株)藤井大丸 業務推進部長
郡嶽 孝	同志社大学経済学部 教授
篠田 進	京都市小売商総連合会 専務理事
新川 耕市	京都環境事業協同組合 専務理事
高月 紘	石川県立大学生物資源工学研究所 教授
原 強	コンシューマーズ京都 (京都消団連) 理事長
細木 京子	日本環境保護国際交流会
三輪 泰司	京都商工会議所都市美化・環境対策特別委員会 副委員長
山根 拓也	京都環境事業協同組合 副理事長

( 敬称略 , 五十音順 )

: 部会長                  : 副部会長

# 1 排出事業者アンケートの結果について

## (1) 調査の概要

### 調査対象

京都商工会議所の登録事業所名簿から、京都市内の1,000事業所を無作為抽出した。

### 調査期間・方法

調査期間は平成17年3月25日から4月20日までとし、調査票は郵送により配布した。調査期間後、未回答の事業所に対して督促を行ったうえ、4月中の消印分までを有効とした。

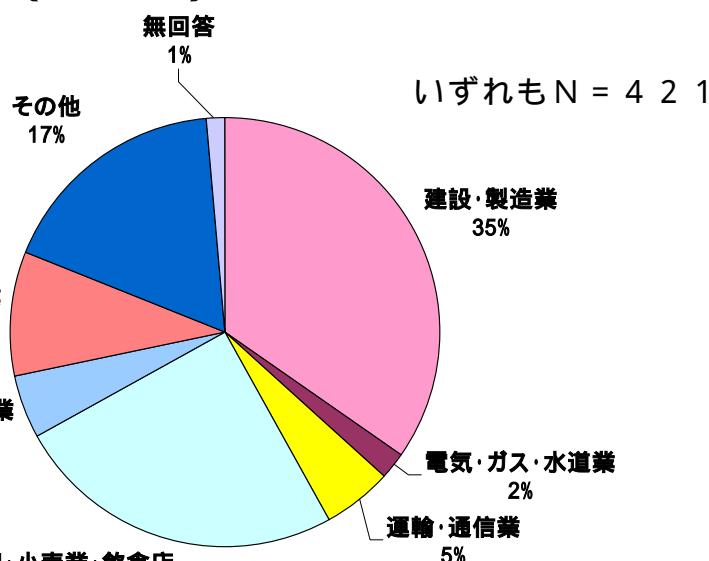
### 回答状況

- ・有効配布数：999事業所（1通があて先不明で返送されたため）
- ・回答数：421事業所、回答率42.1%

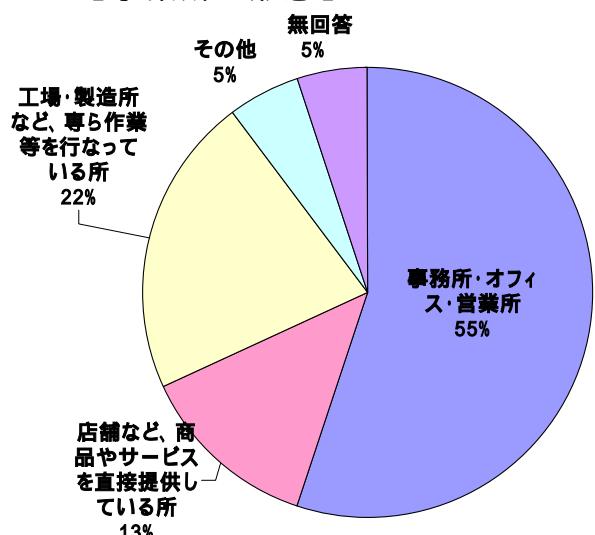
## (2) 調査結果

### 回答事業所の基本属性（問1関連）

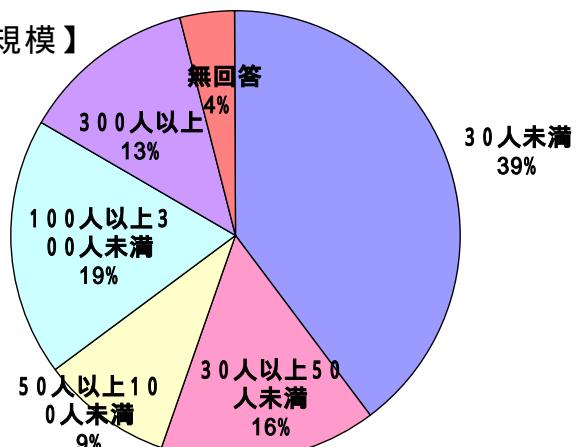
#### 【産業分類】



#### 【事業所の形態】

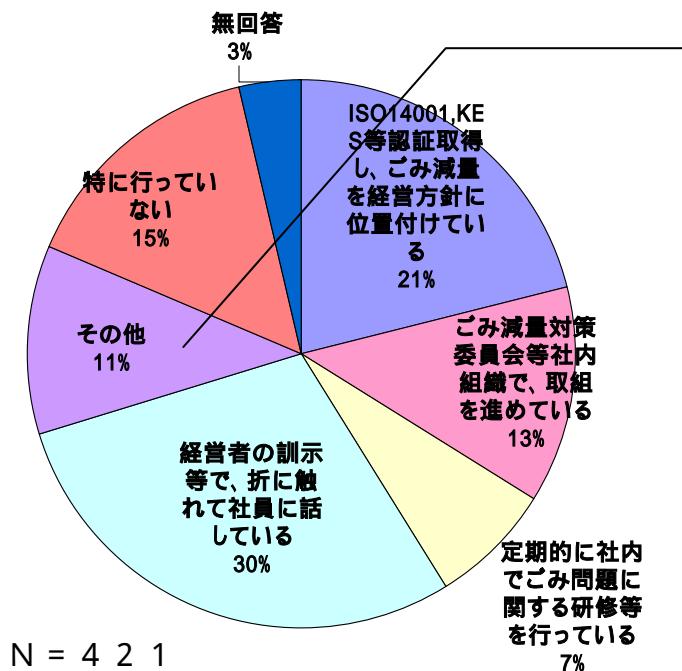


#### 【従業員数規模】



## ごみに対する意識を高めるための取組（問2関連）

経営者の訓示等で社員に話をしている事業所や、ISO14001等の認証を取得し、ごみ減量を経営方針に位置付けている事業所が多い。また、社内組織で取組を進めているところも一定程度見受けられる。



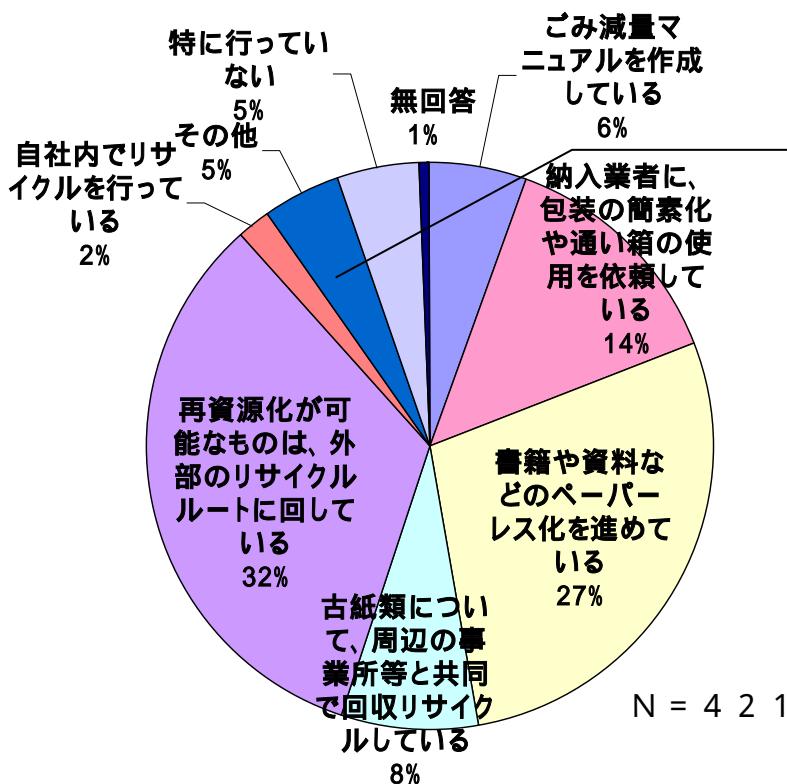
### 「その他」の主要な内容

ごみ減量・リサイクルの数値目標を設定して取組を実施（13社）  
ISO又はKESの認証を取得予定（9社）  
分別の徹底（4社）  
定期的に分別・リサイクル量等を記録している（4社）  
社内報等を活用した普及啓発の取組（4社）

## ごみ減量・リサイクルのための具体的取組（問3関連）

### ア 取組の内容

再資源化可能物を外部のリサイクルルートに回している事業所や、ペーパーレス化を進めている事業所が多い。

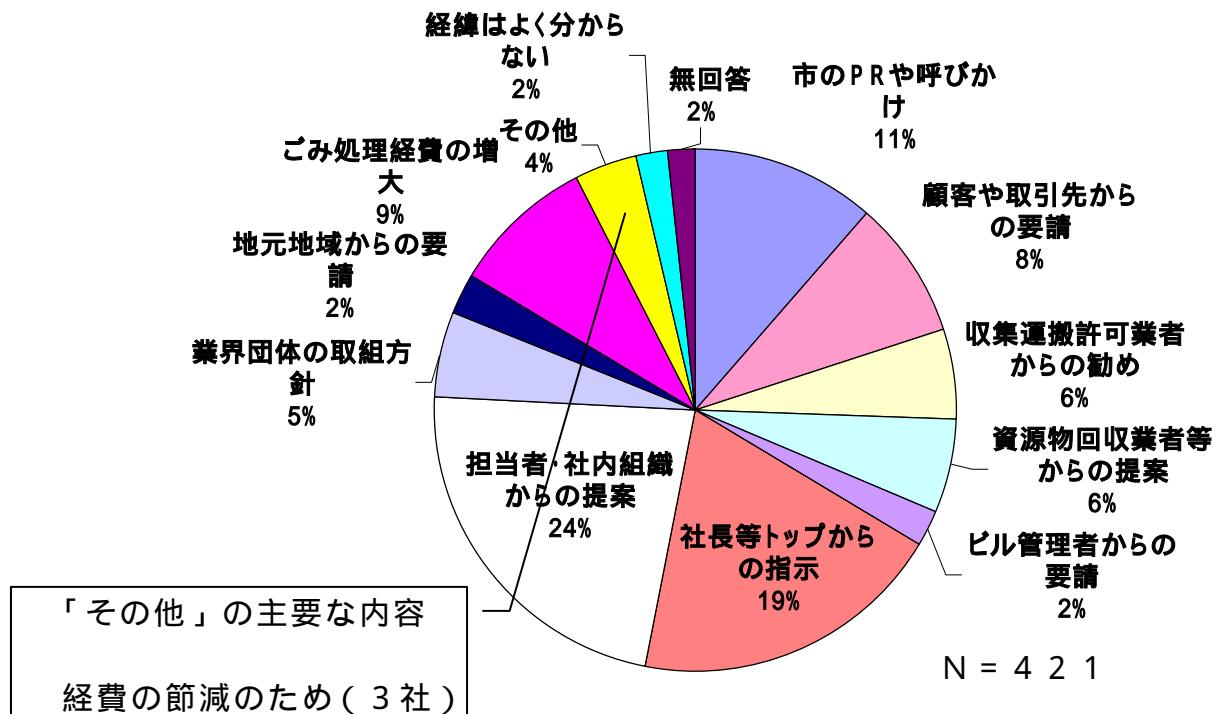


### 「その他」の主要な内容

コピーやチラシ等の再利用（13社）  
ダンボールや使用ケースの再利用（5社）  
ペーパーレス化の推進（メール・電子帳票等）（4社）  
通い箱の利用（3社）  
廃棄物の分別マニュアルの作成（2社）

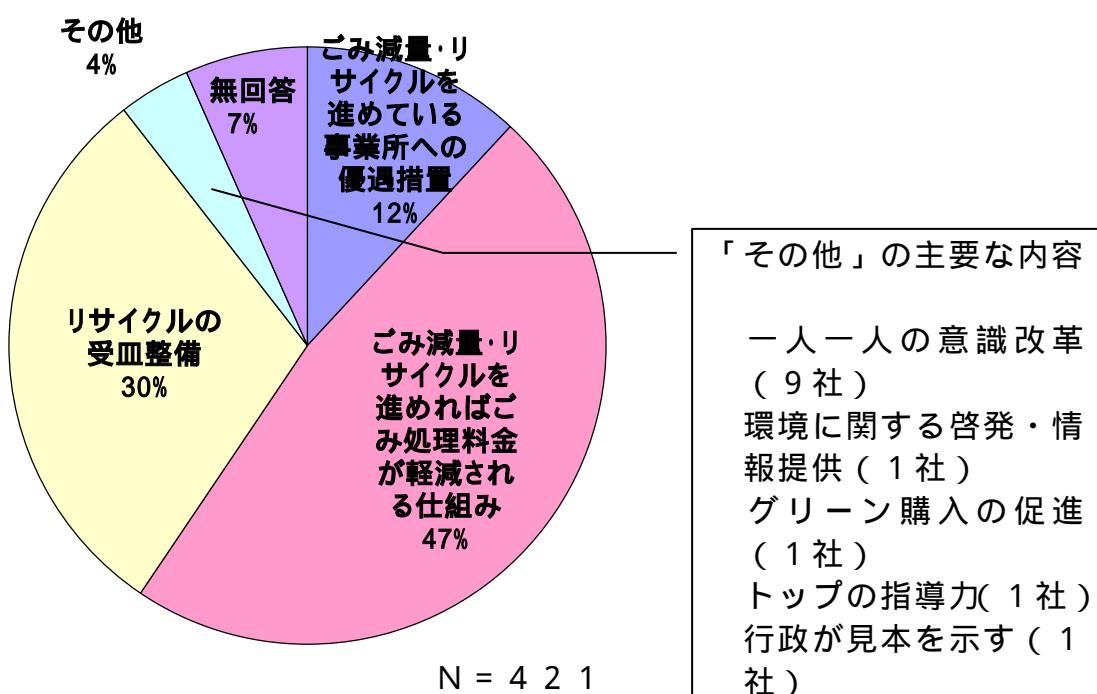
## イ 取組の契機

担当者・社内組織からの提案や、社長等トップからの指示を取組の契機と回答している事業所が多く、このことから比較的多くの事業所では社内で自主的に取組が始められたものと考えられる。



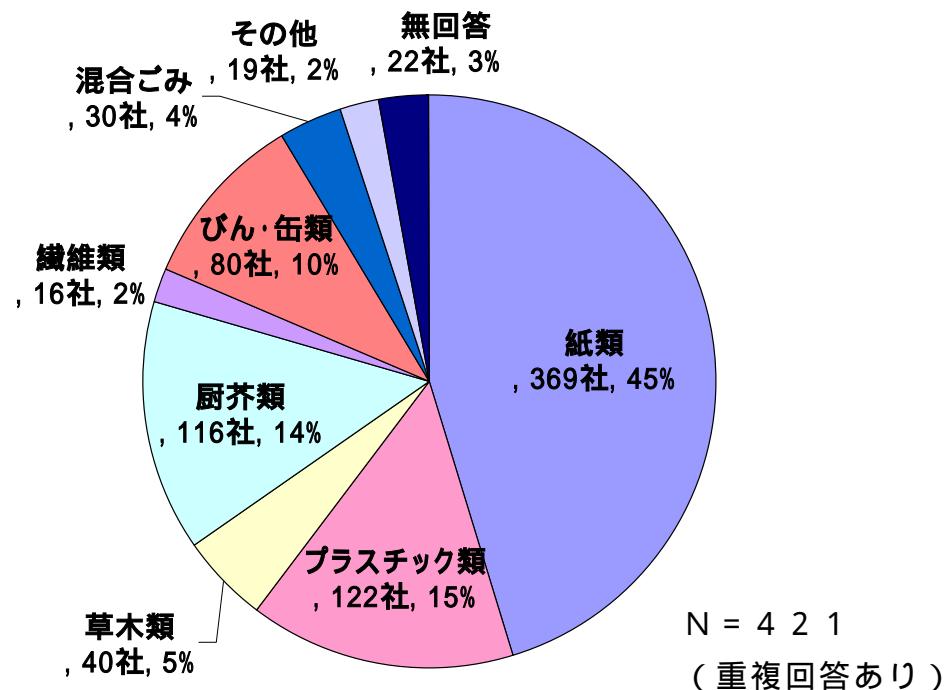
## ごみ減量・リサイクルを進めるうえで必要なこと（問4関連）

ごみ減量・リサイクルを進めればごみ処理料金が軽減される仕組みづくりや、リサイクルの受皿整備が必要と回答している事業者が非常に多く、この2つで8割弱を占めている。



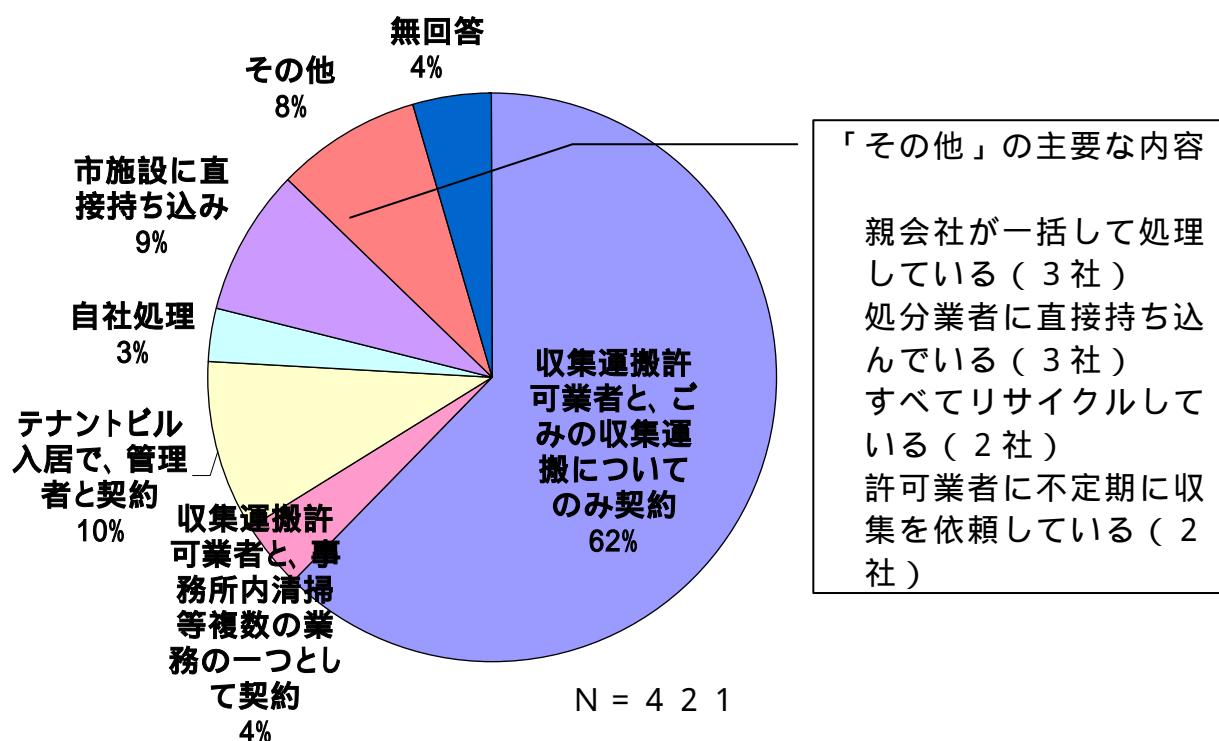
## 排出されるごみの種類で多いもの（問5関連）

排出されるごみのうち、目で見た感じで多いものを3つまで聞いたが、紙類が半数近くを占め、次いでプラスチック類、厨芥類が多い。これは、最近の事業系ごみの組成の傾向にまさしく合致する。



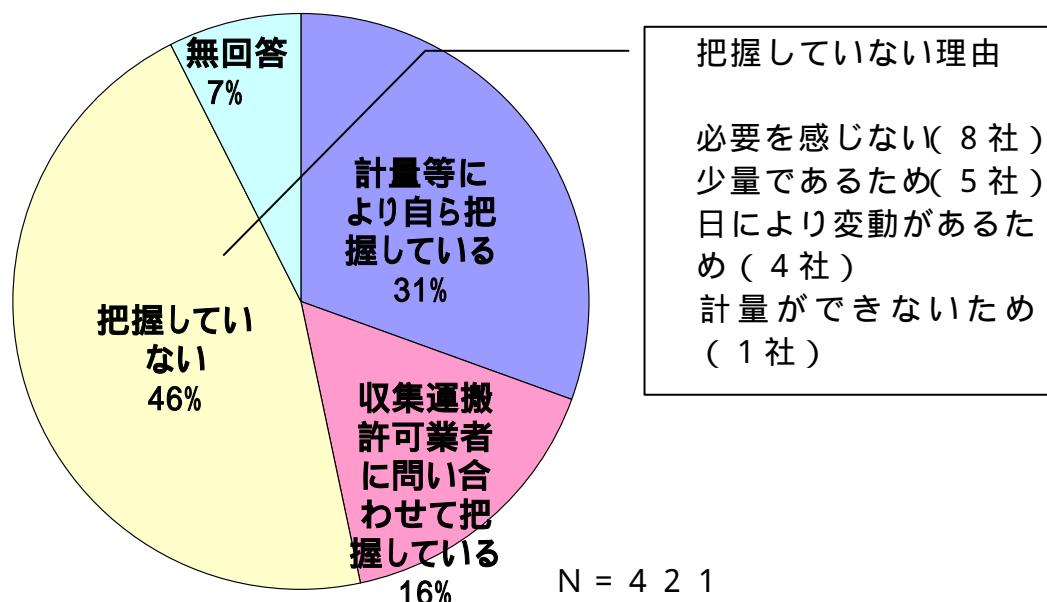
## リサイクルしている以外のごみの処理方法（問6関連）

収集運搬許可業者と契約を結んでいる事業所が計66%に上っている。



## ごみ排出量の把握状況（問7関連）

自らの計量又は許可業者への問い合わせによりごみ排出量を把握している事業所が併せて47%に上っているが、一方でごみ排出量を把握していない事業所も同程度の割合を占めている。



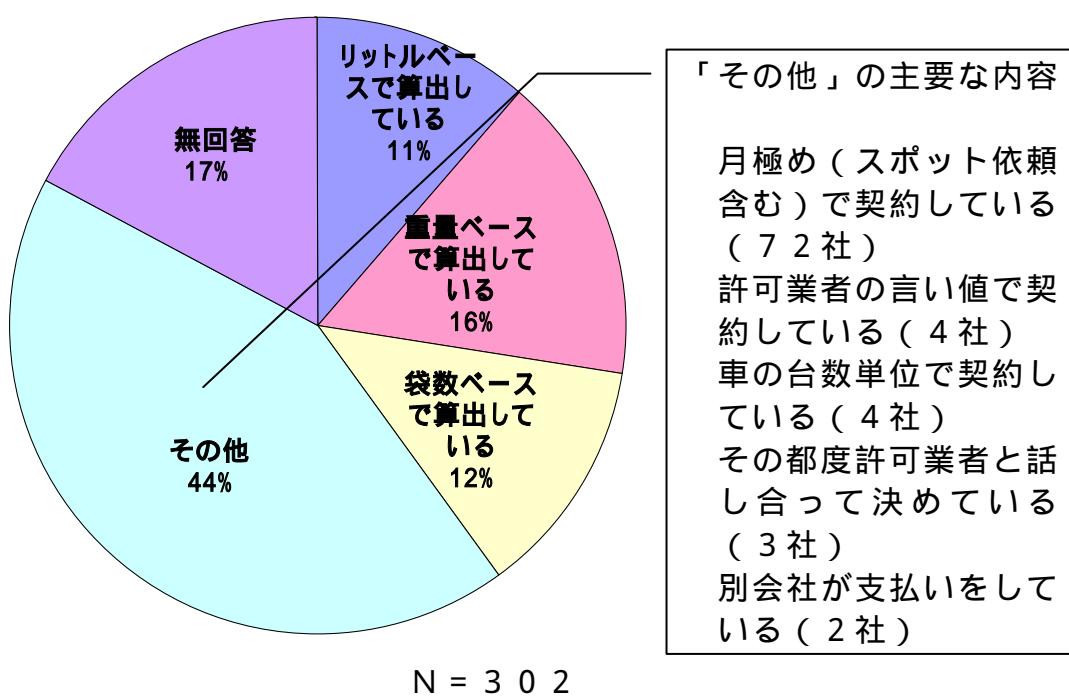
### 把握していない理由

- 必要を感じない(8社)
- 少量であるため(5社)
- 日により変動があるため(4社)
- 計量ができないため(1社)

## 収集運搬許可業者との契約料金（問8関連）

### ア 契約料金の決め方

リットルベース・重量ベース・袋数ベースでの算出がほぼ同程度の割合となっているが、「その他」が半数近くに上っており、事業所ごとに多様な方法で契約料金が決定されていることがうかがえる。

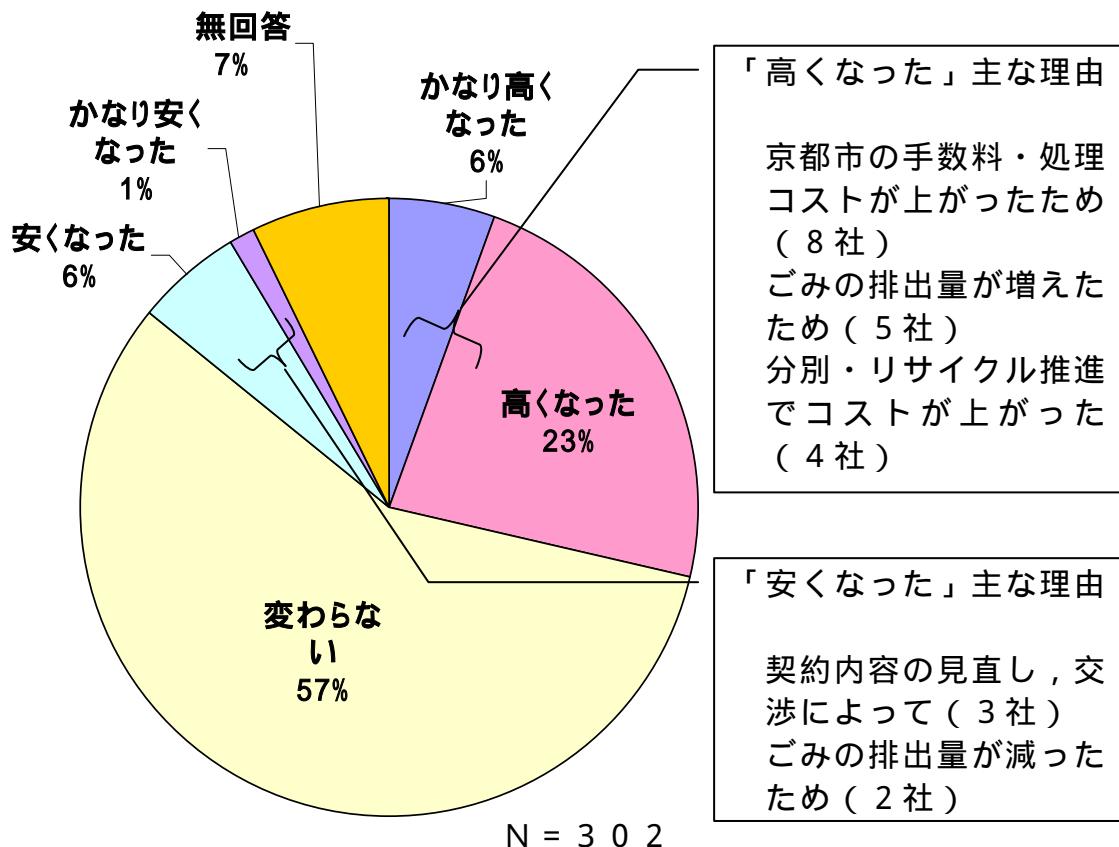


### 「その他」の主要な内容

- 月極め（スポット依頼含む）で契約している（72社）
- 許可業者の言い値で契約している（4社）
- 車の台数単位で契約している（4社）
- その都度許可業者と話し合って決めている（3社）
- 別会社が支払いをしている（2社）

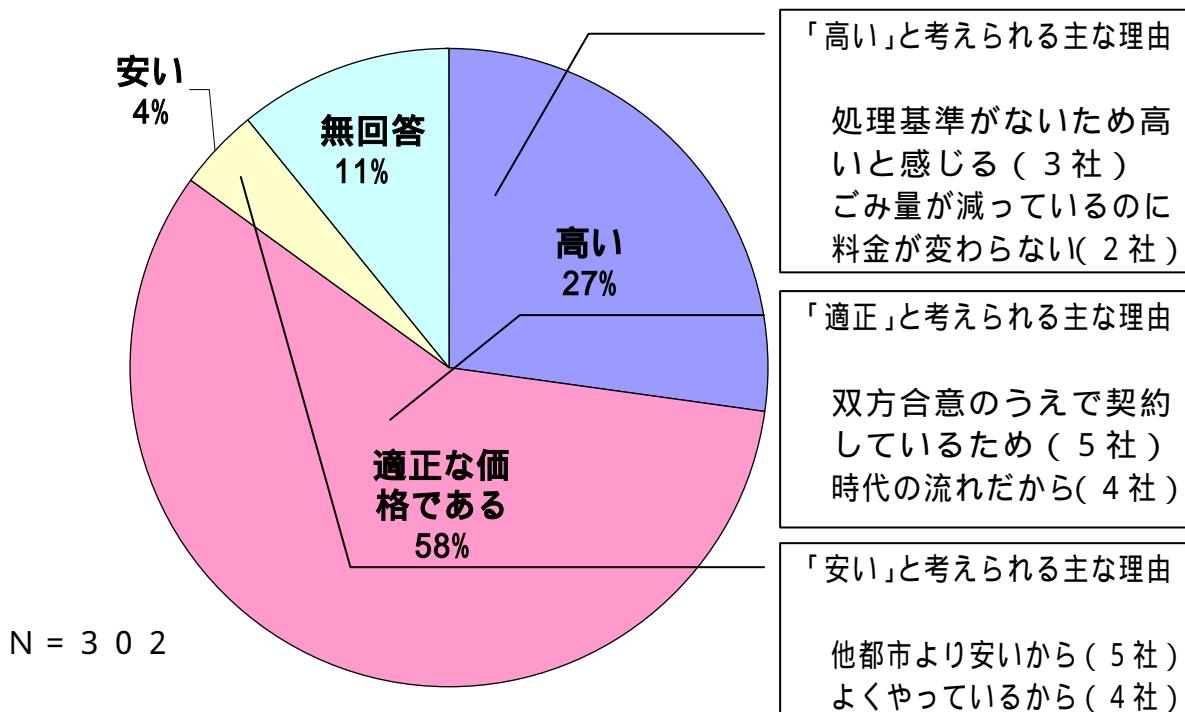
## イ 過去4年間の契約料金の変化

高くなったと回答した事業所が約2割あるが、変わらないと回答した事業者はおよそ6割を占め、ここから手数料改定に伴う排出事業者への負担転嫁があまり進んでいないことがうかがえる。



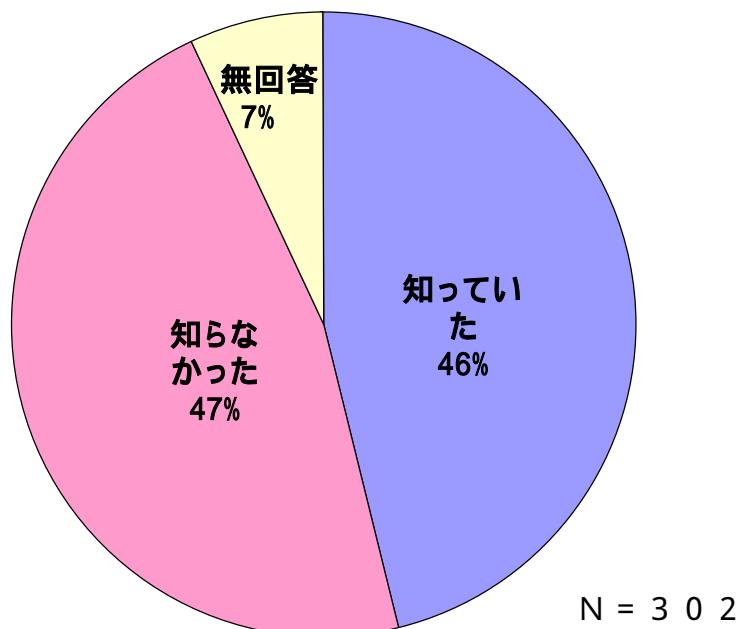
## ウ 契約料金の適正度

適正な価格であると回答した事業所がおよそ60%を占めているが、高いと回答した事業所も相当数見られる。



## 工 契約料金にクリーンセンター搬入手数料が含まれていることの認知度

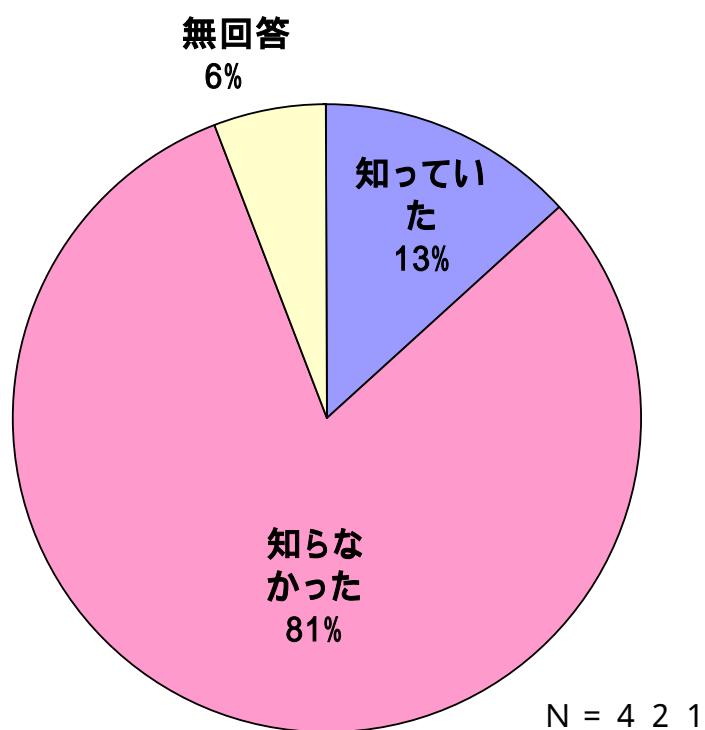
知っていた事業所と知らなかった事業所の割合がほぼ拮抗しており、手数料の仕組みがまだそれほど排出事業者に理解されていない現状が明らかになっている。



## 許可業者搬入手数料の減免制度について（問9関連）

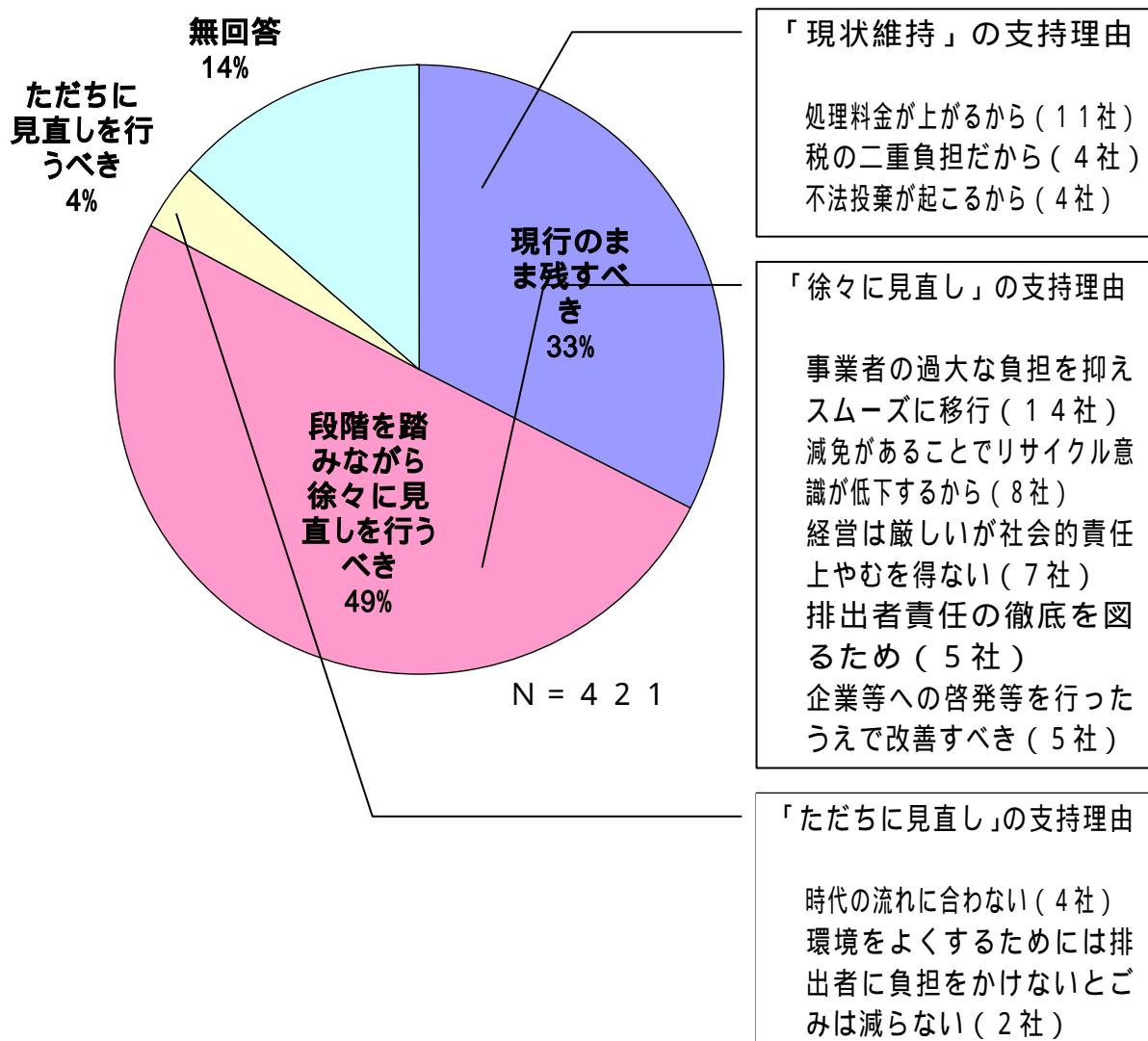
### ア 減免措置の認知度

減免措置を知らなかった事業所が大半を占める。



## イ 減免措置の今後のあり方

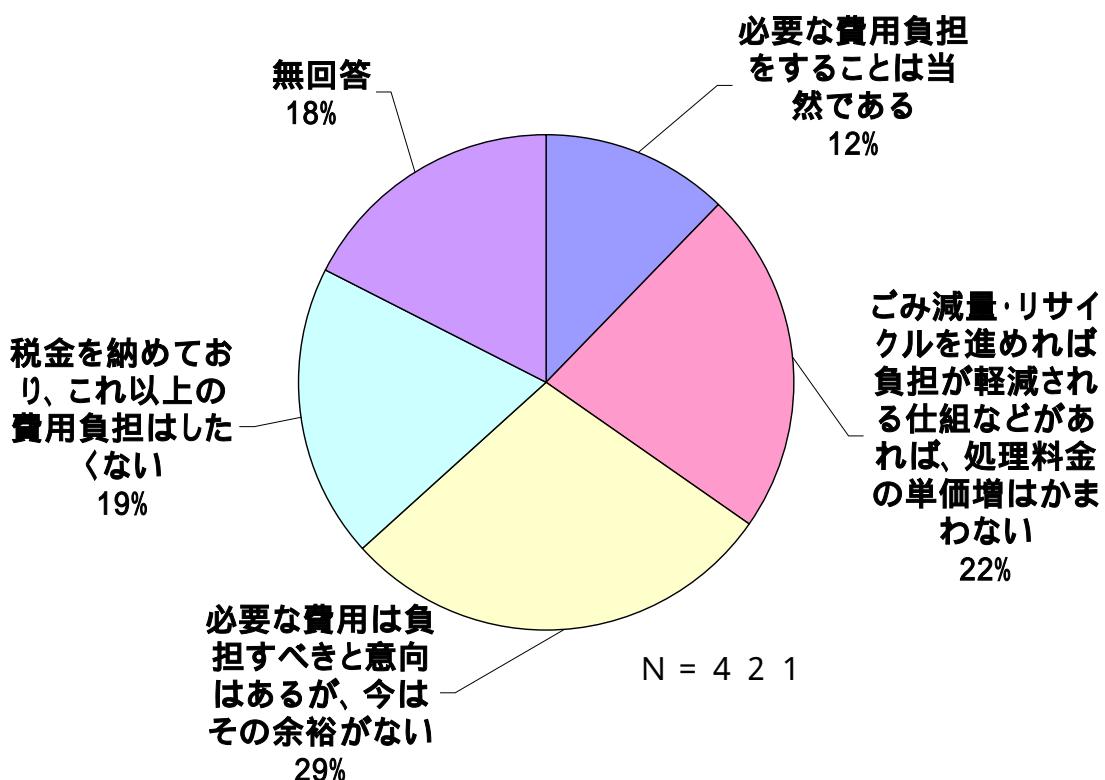
「現行のまま残すべき」と回答した事業所がおよそ3割あるが、「段階を踏みながら徐々に見直しを行うべき」「ただちに見直しを行うべき」と答えた事業所が合わせて半数を超えており、多くの事業所が、循環型社会構築に向けた時代の流れや排出者責任の考え方を認識しているものと考えられる。



## ウ 減免見直しによる排出事業者への負担について

「これ以上の費用負担はしたくない」と回答した事業所が約2割あるが、「必要な費用負担をすることは当然」「ごみ減量・リサイクルを進めれば負担が軽減される仕組みなどがあれば負担が増えてもかまわない」と回答した事業所が合わせて34%に上る。

一方、必要な費用負担はすべきとの意識はあるものの現在その余裕がないという事業所も約3割を占めている。



## 自由意見（問10関連）

ごみの処理に関する排出事業者の自由意見を分野ごとにまとめると、下表のようになる。

自由意見の主な内容	件数
意識啓発・情報提供の徹底	14
現在のごみの収集処理システム	11
ごみ処理を巡る各主体の責務・負担のあり方	10
行政の取組姿勢	8
不適正排出	3
クリーンセンターでの受入	3
その他（事業系ごみに関すること以外）	21
合 計	70

### (3) 排出事業者アンケートのまとめ

#### ごみ減量・リサイクルの取組について

ほとんどの事業者が、ごみ減量・リサイクルの取組を自主的に進めている。これらの取組を更に推進するため、処理料金の軽減など努力すれば報われる仕組みづくりやリサイクルの受け皿整備を求める声が多い。

#### ごみの処理方法について

ごみの処理方法としては、許可業者と契約して処理している事業者が約7割、市の施設に直接持ち込むとした事業者も1割程度あった。

#### 許可業者との契約料金について

契約料金の決め方は、容量、重量、袋ベース等何らかの量的根拠を基に契約している事業者が約4割ある一方で、月極め等事業者が自らのごみ量を意識しにくい形での契約も約4割となっていた。

過去4年間の契約料金の変化について聞いたところ、「変わらない」が約6割を占め、料金転嫁が進んでいないことをうかがわせた。また契約料金が適正かどうかを聞いたところ、約6割が「適正」と答え、約3割が「高い」と答えた。高い理由としては、「処理基準がないため高いと感じる」「ごみ量が減っているのに料金が変わらない」を挙げた事業者が多かった。

許可業者の契約料金にクリーンセンターの搬入手数料が含まれていることを知っていたかどうかを聞いたところ、約半数が知らなかつたと答え、ごみ処理の仕組みが排出事業者に十分知られていないことが明らかとなった。

#### 許可業者搬入手数料の減免措置について

減免措置を知っていたかどうかについて聞いたところ、ほとんどの事業者が知らなかつたと回答した。

減免措置について今後どうしていくべきと思うかについて聞いたところ、直ちに又は徐々に見直すべきとした事業者が半数以上を占め、「現行のまま残すべき」とした事業者（約3割）を上回った。その理由として、「減免措置存続による減量意識の低下」「排出者責任の徹底」を挙げた事業者が多かったが、一方で、負担軽減のため見直しは段階的に行うよう求めた事業者も多かった。

減免見直しによる負担の増加について聞いたところ、1割強が負担は当然としたのに対し、約2割はこれ以上の費用負担はできないと答えた。また、「減量・リサイクルにより負担が軽減する仕組みがあればかまわない」とした事業者が約2割、「必要な費用は負担すべきと思うが今は余裕がない」とした事業者が約3割であった。

## 2 許可業者アンケートの結果について

### ( 1 ) 調査の概要

#### 調査対象

京都市の一般廃棄物収集運搬許可業者 86 社を対象とした。

#### 調査期間・方法

調査期間は平成 17 年 4 月 15 日から 4 月 22 日までとし、調査票は郵送により配布した。4 月 22 日の消印分までを有効とした。

#### 回答状況

有効配布数： 86 社（ 100 % ）

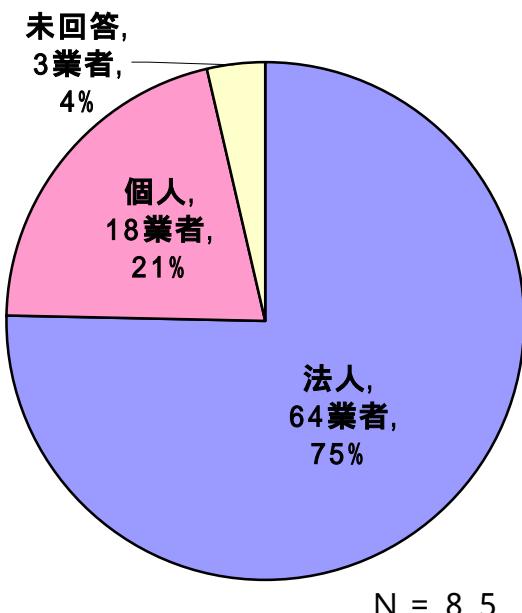
回答数 : 85 社、回答率 98.8 %

## (2) 調査結果

### 回答許可業者の基本属性（問1関連）

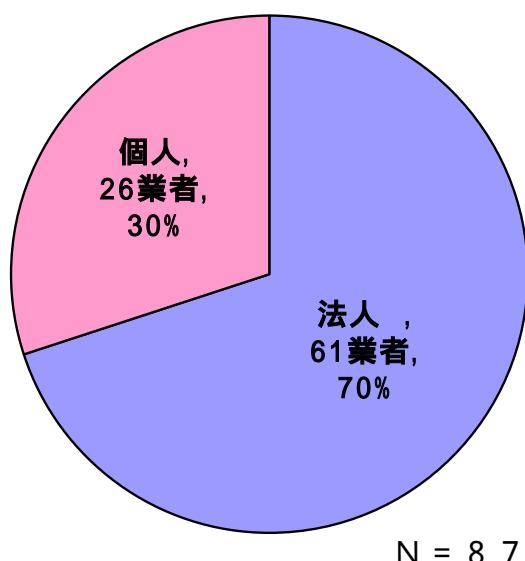
#### ア 個人・法人の別

【今回のアンケート結果】



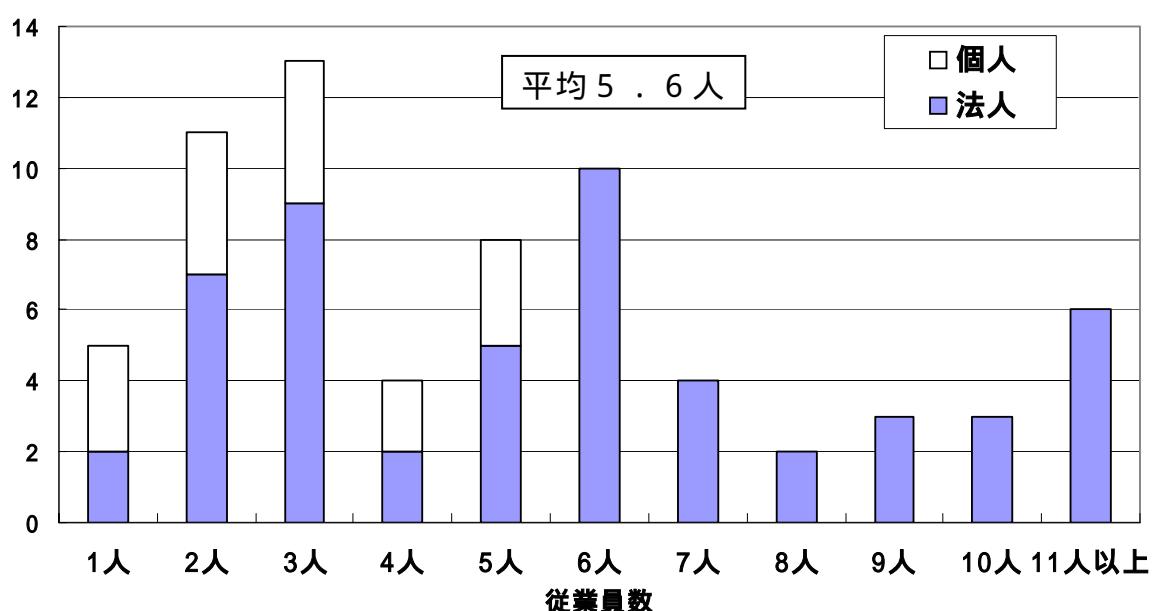
【参考：平成15年度現在】

(第6回手数料部会資料より)



#### イ 従業員数（一般廃棄物収集運搬従事者のみ）

業者数

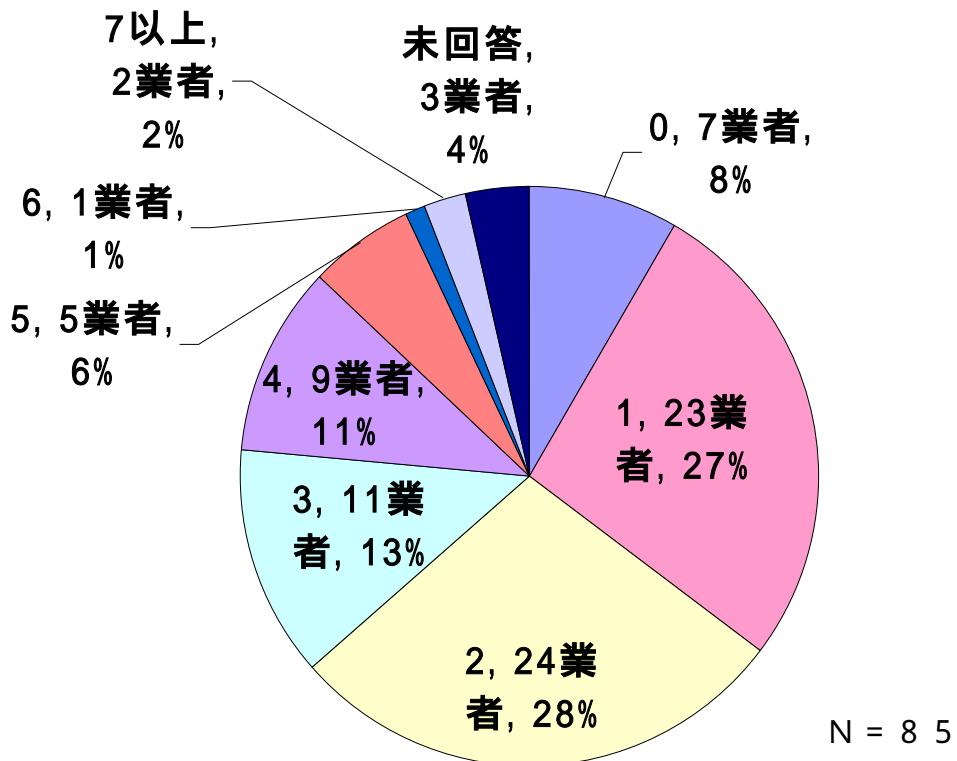


## 一般廃棄物の収集運搬以外の実施事業（問2関連）

### ア 実施事業の数

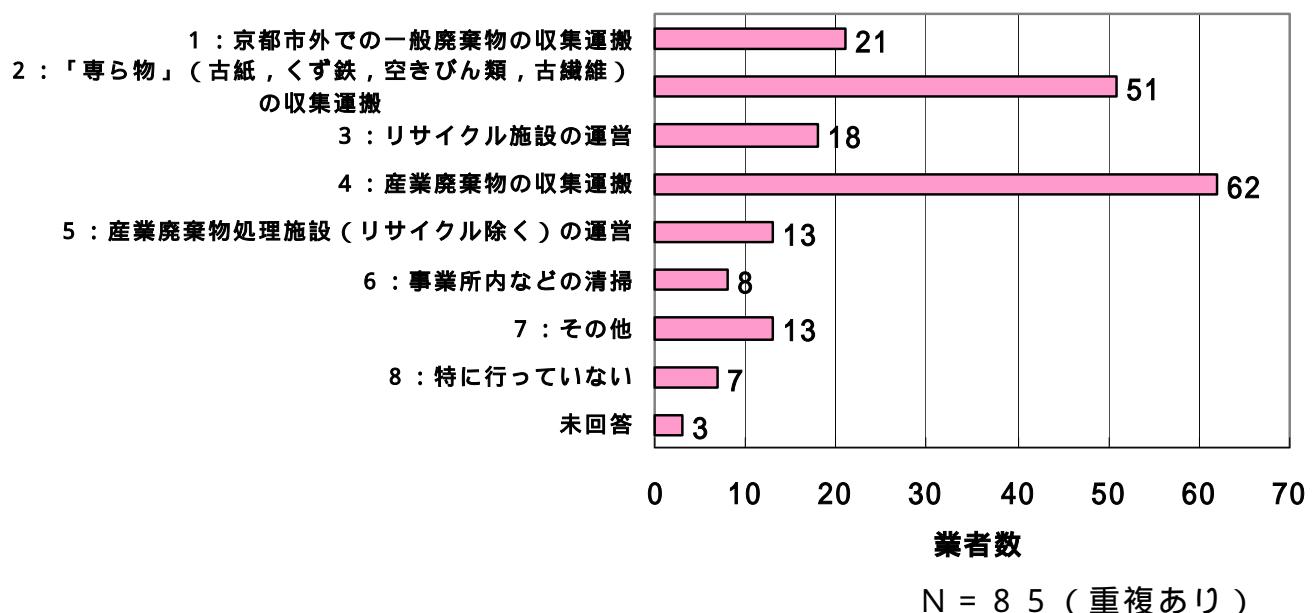
一般廃棄物の収集運搬以外に事業を行っている業者が大半であり，その事業数としては1つ及び2つのケースが多い。

数値について…（事業数，業者数，比率）



### イ 実施事業の種類

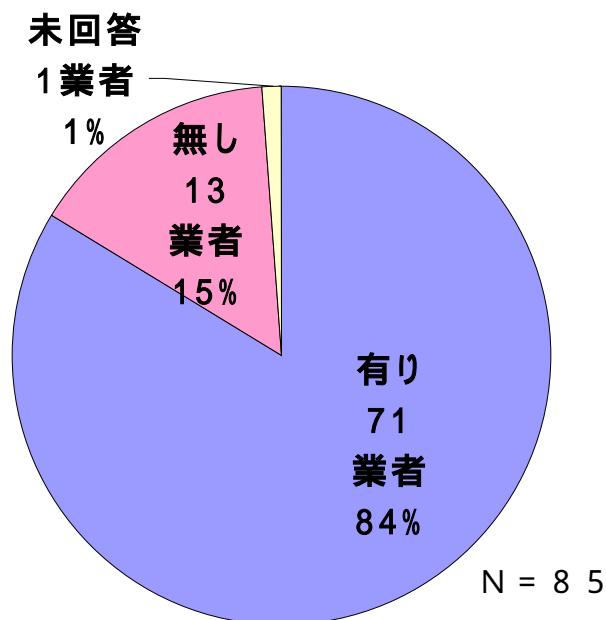
同じ収集運搬事業ということからか，産業廃棄物の収集運搬，「専ら物」の収集運搬が特に多い。



## 民間リサイクル施設への搬入の有無（問3関連）

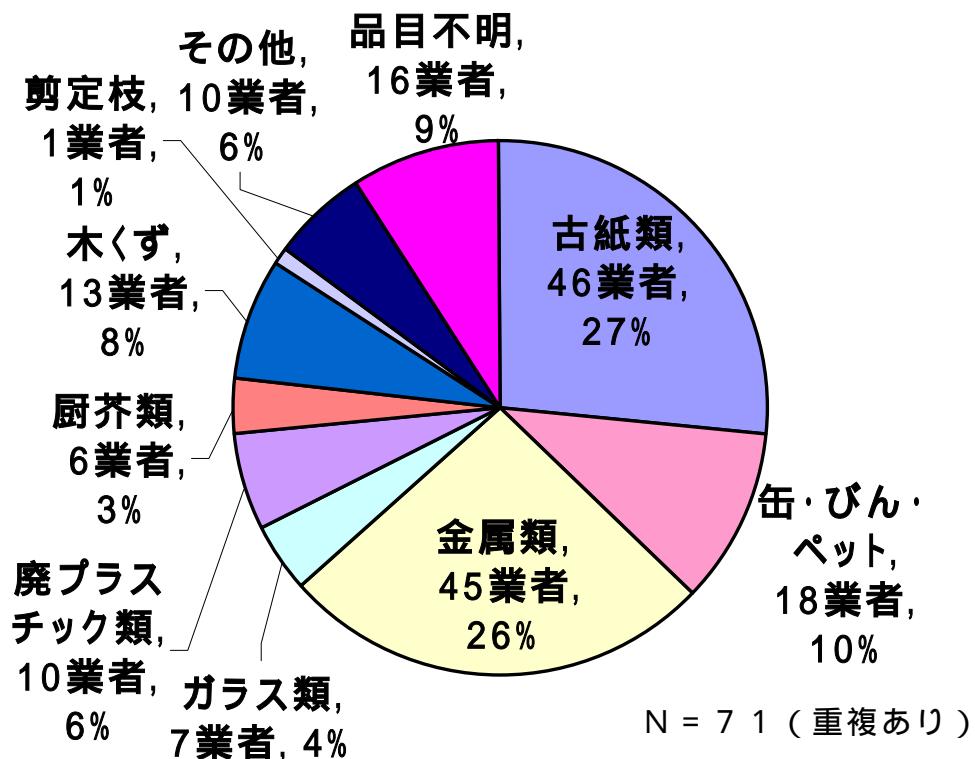
### ア 搬入の有無

民間リサイクル施設にも搬入を行っている業者が大半を占める。



### イ リサイクル品目

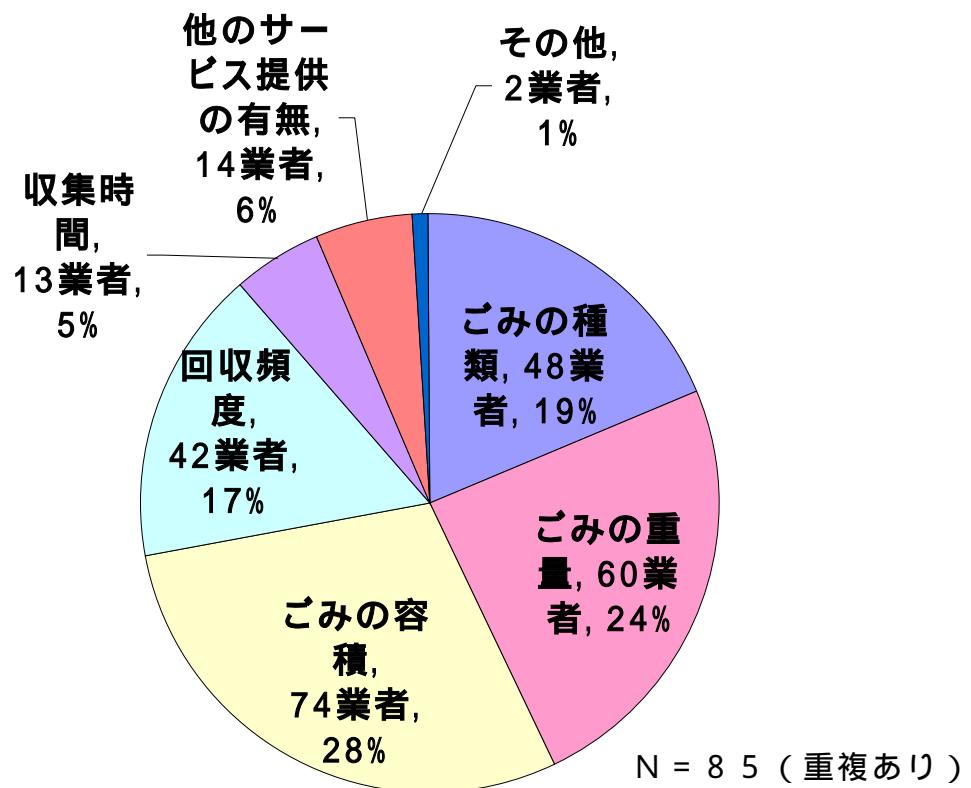
民間リサイクル施設に搬入している品目としては、古紙類や金属類が多い。



## 排出事業者との契約料金の設定方法（問4関連）

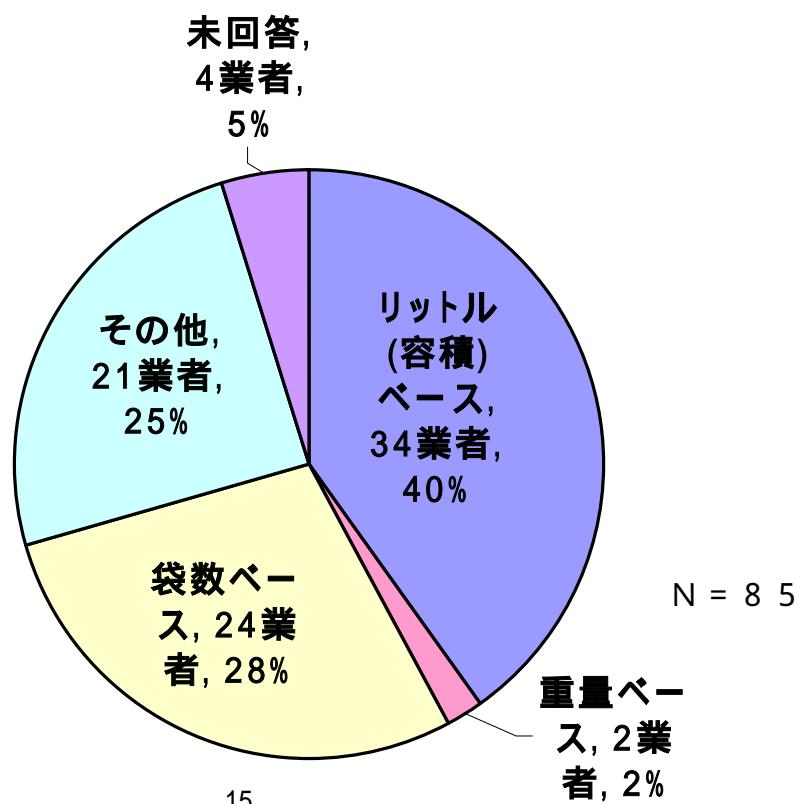
### ア 契約料金の額を決めるための要素

ごみの種類，重量，容積及び回収頻度が主な決定要素となっており，これらを組み合わせて具体的な額が算出されていると考えられる。

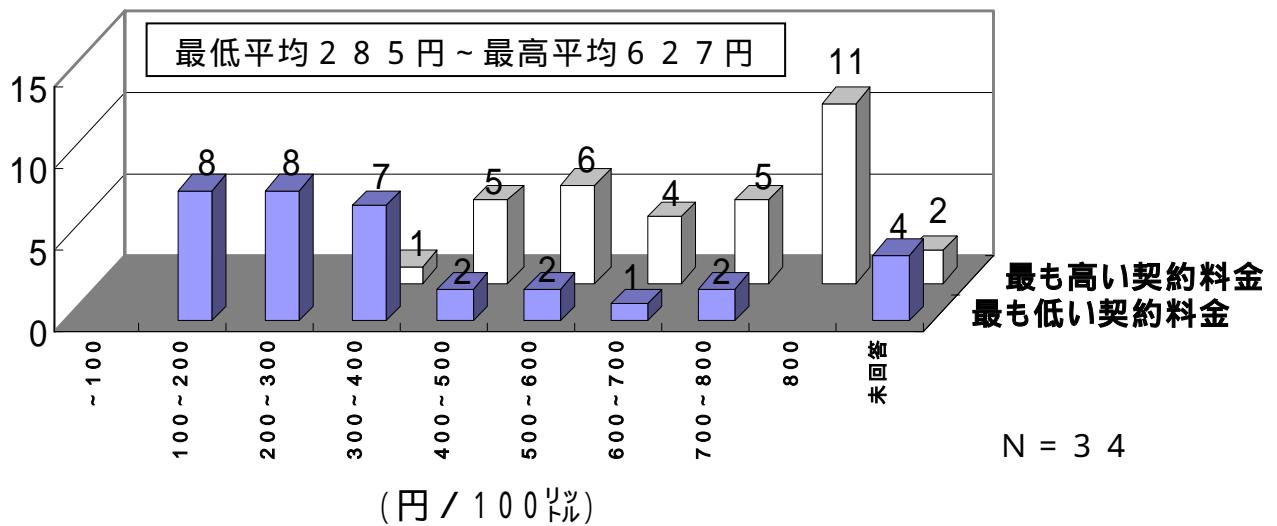


### イ 実際の契約料金の単位

実際の契約料金の単位としては，リットルベースや袋数ベースが多く，重量ベースの事例はほとんどない。



## ウ ごみの容積ベースでの契約料金の状況



## エ ごみの重量ベースでの契約料金の状況

重量ベースで契約料金を設定していると回答した 2 社のうち、その金額について回答があったのは 1 社のみである。それによれば、

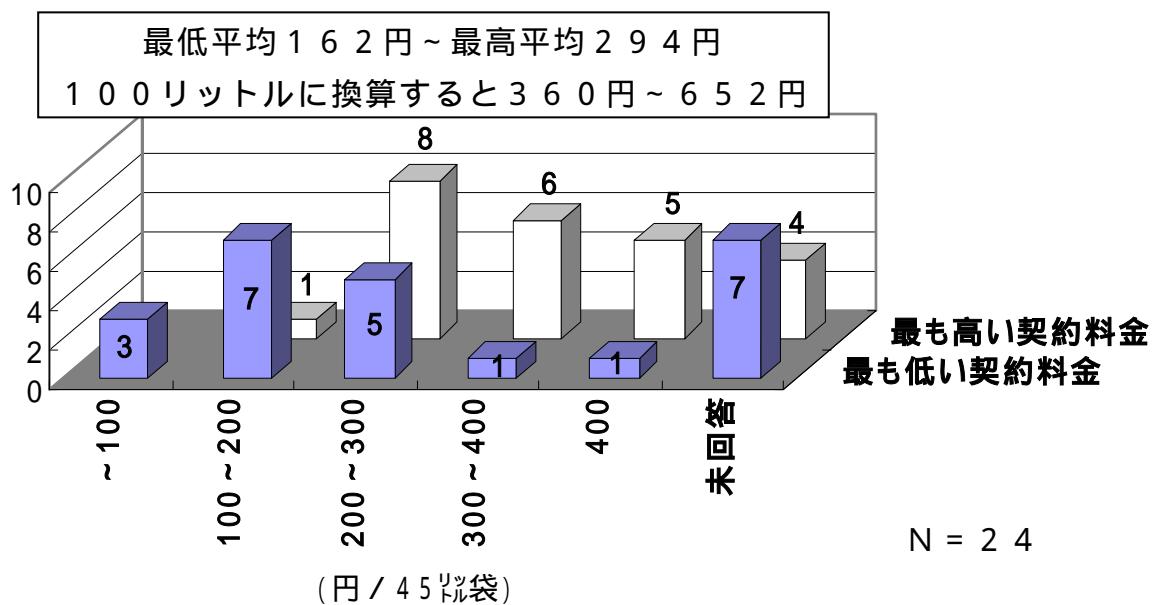
1t当たり 10,000 ~ 20,000 円

のことであり、見掛比重を 0.2 kg / リットル として容積ベースに換算すると

200 ~ 400 円 / 100 リットル

となる。

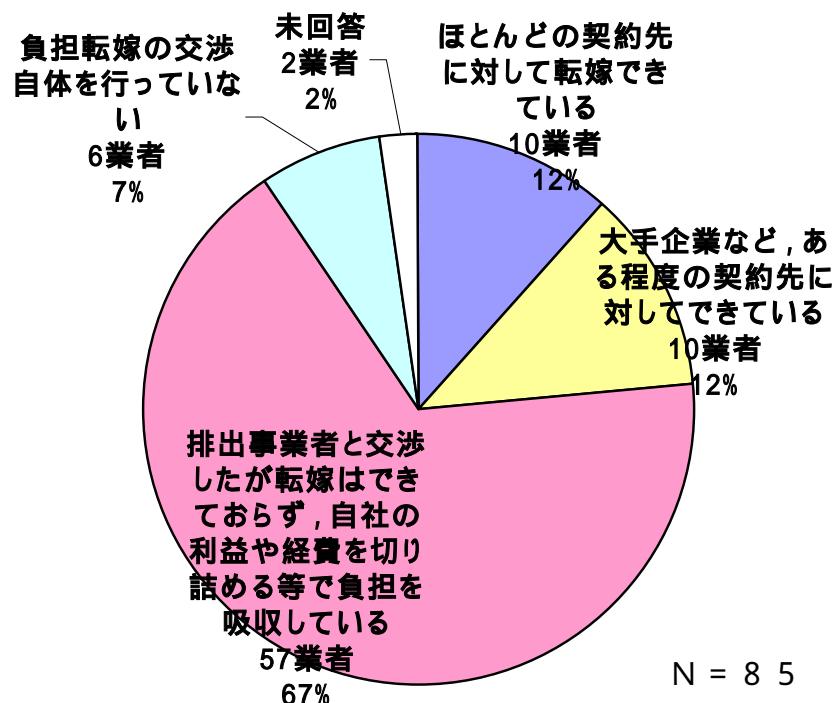
## オ ごみの袋ベースでの契約料金の状況



## 平成13年度手数料改定分の排出事業者への負担転嫁状況(問5関連)

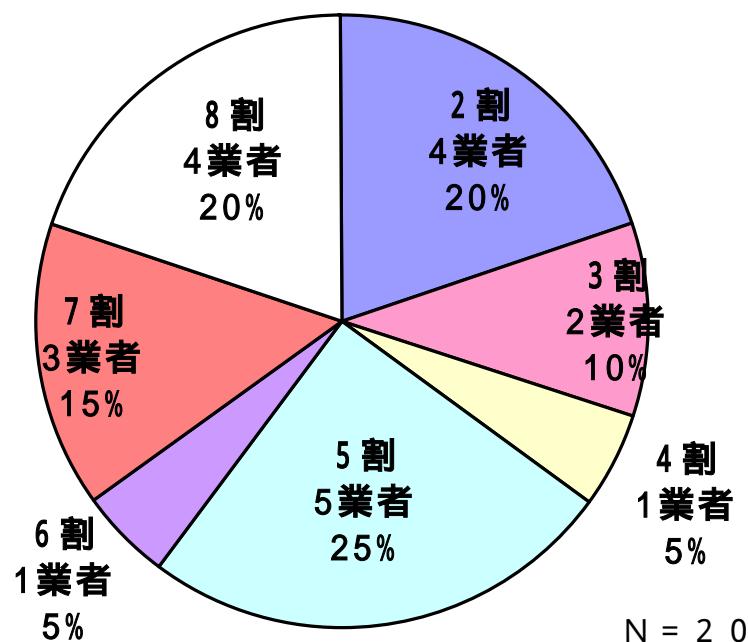
### ア 料金改定の転嫁状況

ほとんど又はある程度の契約先負担を転嫁できていると答えた業者は合わせて約2割にとどまり、転嫁できておらず自社で負担を吸収していると答えた業者がおよそ7割に上っている。



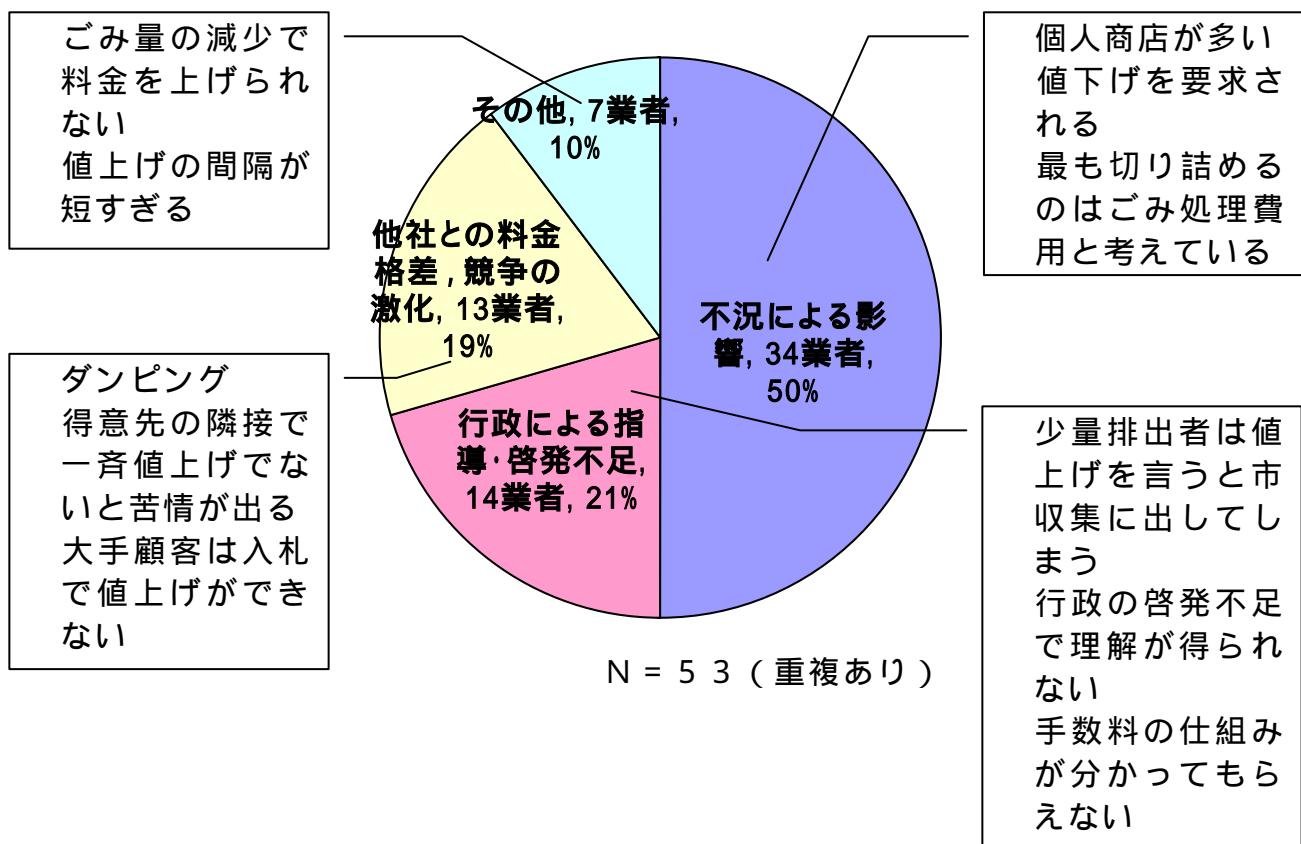
### イ 転嫁できた契約先の割合

転嫁できた契約先の割合としては、5割までの回答で半数を超えており、ここからも転嫁を行うことの困難さがうかがわれる。



## ウ 排出事業者に負担を転嫁できない理由

排出事業者に負担を転嫁できない理由であると業者が考えていることとしては、不況による影響が最も多く、次いで行政による指導・啓発不足、他社との競争となっている。



## エ 排出事業者に適正な負担転嫁を求めるのに必要なこと

行政を中心とした普及啓発の徹底を求める声が6割を占めている。

### 「許可業者

#### 搬入手数料の条例

#### 明記等による搬入手数料の透明化

11業者  
13%

ごみ減量・リサイクルに努力すれば負担が軽減される仕組みの構築

9業者  
11%

### 無効(複数回答者)

6業者  
7%

未回答  
1業者  
1%

行政を中心とした普及啓発の徹底による負担転嫁の促進  
53業者  
62%

その他  
5業者  
6%

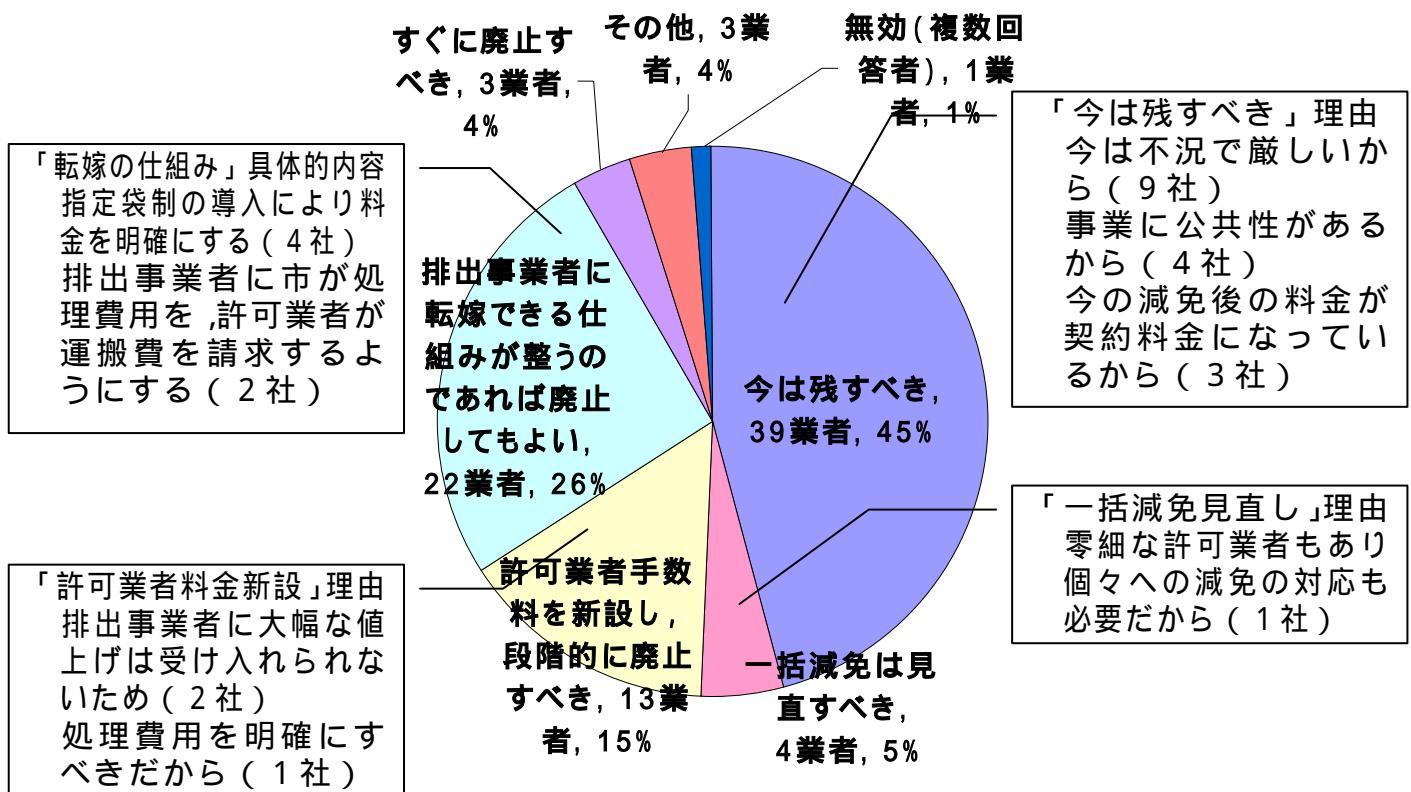
### 「その他」の主な内容

行政から個々の事業者に説明が必要  
事業系ごみの家庭ごみへの混入を防止すべき  
排出業種ごとに料金下限を設定すべき  
リサイクルを促進すべき  
組合が各許可業者を指導できるようになるべき

N = 85

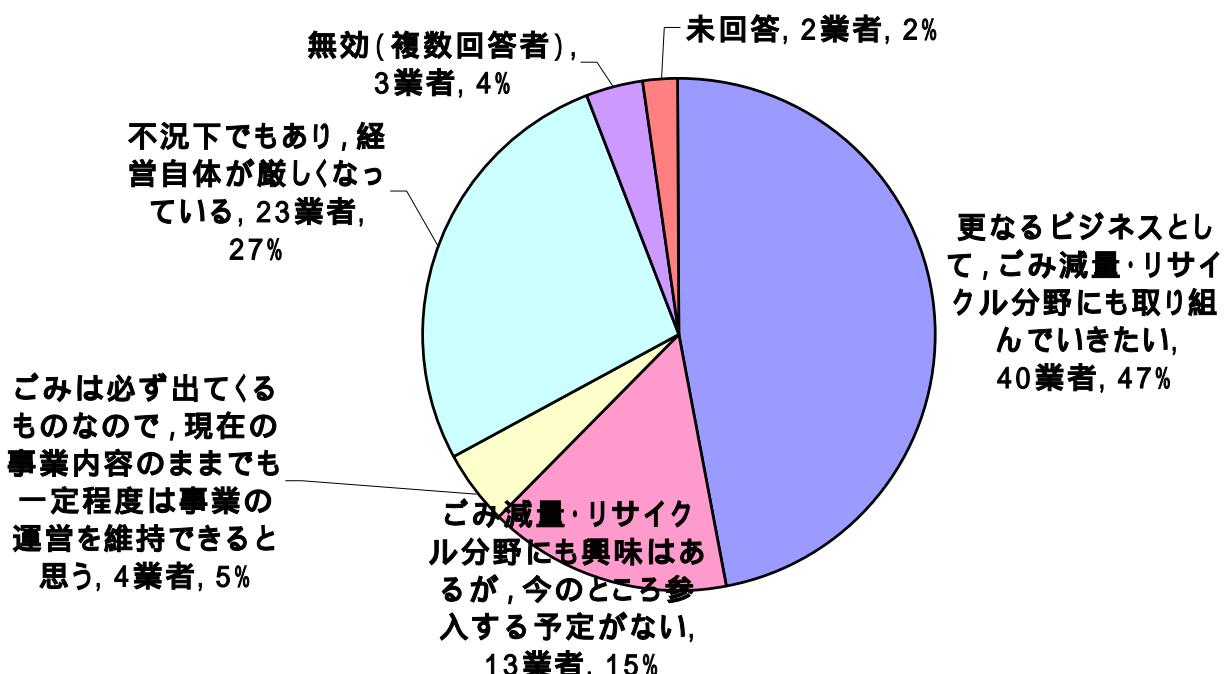
## 許可業者手数料の減免措置について（問6関連）

「今は残すべき」が45%を占めているが、条件付廃止容認（「一括減免は見直すべき」「許可業者手数料を新設し段階的に廃止すべき」「排出事業者に転嫁できる仕組みが整うなら廃止してもよい」の3つ）が46%、「すぐに廃止すべき」が4%となっている。



## 今後の事業運営等に関する考え方（問7関連）

更なるビジネスとしてごみ減量・リサイクル分野に取り組みたいとする業者が半数近くを占める一方、経営自体が厳しいという業者も約3割に上っている。



### **自由意見（問8関連）**

ごみの処理に関する許可業者の自由意見を分野ごとにまとめると、下表のようになる。

自由意見の主な内容	件数
排出事業者への周知・徹底	23
制度上の問題・仕組みづくり	7
行政によるリサイクルの受け皿要望	7
減免見直し賛成・やむを得ない	7
許可業者間の問題	5
減免見直し反対	5
無許可業者の取り締まり	4
手数料改定の排出事業者への転嫁	2
その他	4
合 計	64

### (3) 許可業者アンケートのまとめ

#### 一般廃棄物の収集・運搬以外の事業について

一般廃棄物の収集・運搬以外の事業を行っているかどうかについて聞いたところ、約9割の業者が「行っている」と答え、経営の多角化が進展していることがうかがえる。その内容としては、産業廃棄物の収集運搬が最も多く、次いで「専ら物」の収集運搬、リサイクル施設の運営などとなっている。

#### 排出事業者との契約料金の設定方法について

契約料金の決定要素としては、ごみの種類、重量、容量、回収頻度が主であり、これらの要素を組み合わせて額が決められている。しかし、実際の契約においては、リットル単位あるいは袋数によって契約の料金を設定しているところが多く、重量ベースでの契約はほとんどない。

排出事業者との契約料金は、一業者であっても契約先ごとに異なり、100リットル当たり最低料金～最高料金で平均300円程度の幅を持っている。実際の契約料金は、リットルベースあるいは袋数ベースで概ね300円～600円（100リットル換算、最低金額平均～最高金額平均）となっている。

#### 13年度料金改定の排出事業者への負担転嫁状況について

平成13年度の料金改定時の排出事業者への負担転嫁状況について聞いたところ、「ほとんどの契約先に転嫁できている」「大手企業など、ある程度の契約先に対してできている」と回答した業者は2割に過ぎず、ほとんどの業者が「転嫁ができず、自社で負担を吸収した」としている。

今後排出事業者に負担を求めるのに必要なこととしては、「行政を中心とした普及啓発の徹底」（約6割）、「ごみ減量に努力すれば負担が軽減される仕組み」、「許可業者料金の条例明記等による搬入手数料の明確化」（各1割）が挙げられている。

#### 許可業者手数料の減免措置について

減免措置の今後のあり方については、不況で厳しいなど「今は残すべき」が45%を占めている一方で、「一括減免の見直し」「許可業者料金を新設し減免を段階的に廃止」「排出事業者への仕組みが整えば廃止してもよい」など条件付見直しが46%、「今すぐ廃止すべき」が4%となっている。

#### 4 今後のスケジュール（案）

平成17年5月12日	第8回部会 ・アンケート調査結果 ・排出事業者への負担転嫁方策
	
平成17年6月頃	第9回部会 ・排出事業者への負担転嫁方策 ・許可業者料金の基本的考え方
平成17年7月頃	第10回部会 最終まとめの策定 第36回審議会 ・部会から最終まとめの報告 ・最終答申の審議
	最終答申（案）の提出・公表 
	17年度中に市会へ条例案上程（予定）